

(仮称) 高湯温泉太陽光発電所環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例

(平成10年福島県条例第64号) 第11条第1項の規定に基づく意見

令和元年7月25日

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (2) 環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえて行うこと。

- (3) 対象事業実施区域及びその隣接地域では、地下水等が生活用水として利用されていることと、水害や土砂災害の発生が懸念されていることを踏まえ、環境影響評価の実施に当たっては、周辺環境に与える影響をできる限り回避、低減する観点から、詳細な文献調査と丁寧な現地調査を実施し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

- (4) 環境影響評価の予測及び評価に当たっては、太陽光パネル等設備の仕様や配置、使用する建設機械や運搬車両の種別や数量等について明らかにする等、事業計画を可能な限り具体的なものとして行うこと。

また、設備の稼働が長期間に及ぶことを踏まえて、予測及び評価を行うこと。

- (5) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応することが望まれること。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気環境について

太陽光発電事業に係る騒音、振動については、パワーコンディショナ及び空調機器が発生源となり得るものであるが、現時点では十分な知見が得られているとはいえ、確保すべき離隔距離についても明確なものはないことから、事業計画の具体化に応じて、保全措置等の必要性について検討すること。

(2) 放射線の量について

対象事業実施区域及びその周辺の空間線量率と土壌等に含まれる放射性物質濃度の把握に努め、その結果、汚染が確認された場合には、事業の実施により放射性物質が拡散・流出しないよう、予測及び評価を行うこと。

3 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気環境について

大気環境の調査及び予測に係る地点については、周辺施設の配置状況や現地における地形及び風向特性等を踏まえて適切に選定すること。

(2) 動物について

通常、環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切にかつ効果的に把握できる期間として、四季を前提に設定することから、必要に応じて調査の頻度を高めるなど、評価が十分に行われるようにすること。

また、猛禽類の調査でクマタカ、オオタカやサシバ等が出現した場合は「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成 24 年 12 月 環境省自然環境局野生生物課）に基づき追加の調査を行うこと。

(3) 植物について

通常、環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切にかつ効果的に把握できる期間として、四季を前提に設定することから、必要に応じて調査の頻度を高めるなど、評価が十分に行われるようにすること。

(4) 景観について

福島駅西口、福島市渡利の花見山や主要な幹線道路等からの視認の可否について調査を行い、その結果を準備書に記載すること。

(5) 廃棄物等について

ア 予測に当たっては、事業終了後又は固定価格買取制度（FIT）による買取期間終了後、工作物を撤去又は廃棄する場合についても想定し、評価を行うこと。

また、工作物を撤去する段階での廃棄物の処理に当たっては、太陽光パネルに含まれる有害物質による影響が懸念されていることを踏まえ、適正に評価すること。

なお、評価に当たっては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（2018年 環境省）等を参考に行うこと。

イ 設置を計画している、防災調整池から発生する土砂の処分方法等についても準備書に記載すること。

(6) 温室効果ガス等について

温室効果ガス等の予測及び評価に当たっては、太陽光発電事業による削減効果のみでなく、森林の伐採に伴う貯留炭素の排出量換算値、及び消失した森林の事業稼働年数に係る吸収予定量も考慮して行うこと。

4 その他

本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。

事業の概要

1 事業者	AC7合同会社
2 事業の名称	(仮称)高湯温泉太陽光発電所
3 事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4 事業の規模	約345ヘクタール(出力:約40メガワット)
5 事業の実施区域	福島市在庭坂字金堀沢1-2 外